

一般財団法人電波技術協会 定 款

昭和27年03月31日制定
平成23年04月01日変更
平成23年07月22日変更
平成24年06月07日変更
平成26年06月23日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人電波技術協会と称し、英文名をRadio Engineering and Electronics Association (略称「REEA」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放送、通信及びその他の電波利用並びにその設備に関する技術の振興を図り、もって公共の福祉の増進と経済・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放送及び通信に関する技術的調査及び研究
- (2) 放送受信機の改良に関する技術的調査及び研究並びにその実用化の促進
- (3) 前各号以外の電波の利用に関する技術的調査及び研究
- (4) (1)に関連して行う施設的设计及び施工
- (5) 前各号に掲げる事業から得た知的財産の活用
- (6) 電波利用技術に関する知識の普及
- (7) 電波利用及び電子機器に関する技術相談
- (8) 電波利用の研究に係る助成
- (9) 放送、通信及びその他の電波利用に関する図書等の編集及び出版
- (10) 電波利用技術に関する労働者派遣
- (11) (1) から (10) までの事業に付帯する事業及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び本邦以外の地域において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために評議員会が定めた不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員16名以上22名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員の選任に当って、評議員は次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

(1) 各評議員にあっては、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学
共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省
設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律に
より設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定
時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の
任期が満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した
後も、新任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをする
ことができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要
がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招
集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の
招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半
数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く
評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長の他、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、この法人の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、4名以内を業務執行理事とする。

4 業務執行理事の中から常務理事2人以内を置くことができる。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、業務執行理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の職務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長及び業務執行理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項において参考意見を述べること。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会等

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、業務執行理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、法令で定める事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(委員会)

第39条 理事会は、この法人の事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、理事会の諮問事項について、調査し、研究し又は審議し、その結果について理事会に報告する。

3 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第40条 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規則による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局等

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

(備付け書類及び帳簿)

第46条 主たる事務所には、次に掲げる書類（電磁的記録をもって作成されたものを含む。）及び帳簿を備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 評議員会及び理事会の決議の省略の意思表示を記載し若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（10年）

(3) 評議員会及び理事会の議事録（10年）

(4) 事業計画書及び収支予算書（当該事業年度が終了するまでの間）

(5) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び監査報告並びにこれらの附属明細書（5年）

2 前項第2号から第5号の書類及び帳簿の備え置き期間は、同各号に定める期間とする。

第12章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長（代表理事）は田中征治とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯田尚志

伊藤正之

犬飼 正

大塚隆廣

大寺廣幸

大山 高

片山泰祥

木目健治朗

久米富幸

佐藤孝平

関口 潔

田村信一

永井研二

萩原秀幸

羽鳥光俊

藤咲友宏
三木哲也
安田靖彦

附 則

この定款の変更は平成23年7月22日から施行する。
ただし、定款第2条の変更は変更の登記の日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成24年6月7日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年6月23日から施行する。